

○ 預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号）

改正案	現行
<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条の二 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号。以下「法」という。）第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>七の二 法第六章の二の規定による金融機関の特定回収困難債権の買取りに関する事項</p> <p>八 （略）</p> <p>八の二 法第七章の二の規定による特別監視その他同章の規定による業務に関する事項</p> <p>九 法第二百二十七条若しくは第二百二十八条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三又は法第二百二十七条の二若しくは第二百二十八条の二の規定による資金の貸付け及び法第二百二十九条の規定による資産の買取りに関する事項</p> <p>十 （略）</p> <p>十の二 破産法（平成十六年法律第七十五号）の規定により選任される破産管財人、保全管理人、破産管財人代理若しくは保全管理人代理、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）の規定により選任される監督委員、管財人、保全管理人、管財人代理若し</p>	<p>（業務方法書の記載事項）</p> <p>第一条の二 預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号。以下「法」という。）第三十六条第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一～七 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>八 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>九 法第二百二十七条又は第二百二十八条においてそれぞれ準用する法第六十九条の三の規定による資金の貸付け及び法第二百二十九条の規定による資産の買取りに関する事項</p> <p>十 （略）</p> <p>（新設）</p>

くは保全管理人代理、会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定により選任される管財人、管財人代理、保全管理人、保全管理人代理若しくは監督委員又は外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成十二年法律第百二十九号）の規定により選任される承認管財人、保全管理人、承認管財人代理若しくは保全管理人代理の業務に関する事項

十一・十二（略）

（責任準備金の額等）

第十五条（略）

2 機構は、毎事業年度の収益（責任準備金戻入を除く。）の額が当該事業年度の費用の額を下回る場合は、その下回る部分の金額（以下この条において「損失額」という。）を限度として責任準備金を取り崩し、当該損失額を補填するものとする。

3 第一項の責任準備金は、前項の規定により損失額を補填する場合を除き、取り崩してはならない。

4 機構は、第二項の規定により補填することのできない損失額があるときは、その金額を繰越欠損金として整理するものとする。

（余裕金の運用方法）

第十七条 法第四十三条第三号に規定する内閣府令・財務省令で定め

十一・十二（略）

（責任準備金の額等）

第十五条（略）

2 機構は、毎事業年度の収益（責任準備金戻入を除く。）の額が当該事業年度の費用の額を下回る場合は、その下回る部分の金額（以下本条において「損失額」という。）を限度として責任準備金を取り崩し、当該損失額を補てんするものとする。

3 第一項の責任準備金は、前項の規定により損失額を補てんする場合を除き、取り崩してはならない。

4 機構は、第二項の規定により補てんすることのできない損失額があるときは、その金額を繰越欠損金として整理するものとする。

（余裕金の運用方法）

第十七条 法第四十三条第三号に規定する内閣府令・財務省令で定め

る方法は、次に掲げる方法とする。

一 金銭信託（元本の損失を補填する契約があるものに限る。）

二（略）

（利息等の額等）

第二十条 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、同号に規定する信託契約に係る収益の分配を行うまでの間、当該信託契約に係る信託財産の運用により生じた収益について、当該収益を元本とする元本補填の契約をした金銭信託により運用しているものであつて、当該金銭信託の元本の額に相当するものとする。

2 令第六条の二第二項に規定する同条第一項各号に掲げるものの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二（略）

三 令第六条の二第一項第二号に規定する給付補填金 定期積金契約に基づき満期時まで有していた場合に適用される利率により計算される当該給付補填金のうち、当初払込金の払込みの日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額

四 令第六条の二第一項第三号に規定する給付補填金 掛金契約に基づき満期時まで有していた場合に適用される利率により計算される当該給付補填金のうち、当初掛金の払込みの日から保険事故

る方法は、次に掲げる方法とする。

一 金銭信託（元本の損失を補てんする契約があるものに限る。）

二（略）

（利息等の額等）

第二十条 令第六条の二第一項第五号に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、同号に規定する信託契約に係る収益の分配を行うまでの間、当該信託契約に係る信託財産の運用により生じた収益について、当該収益を元本とする元本補てんの契約をした金銭信託により運用しているものであつて、当該金銭信託の元本の額に相当するものとする。

2 令第六条の二第二項に規定する同条第一項各号に掲げるものの額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

一・二（略）

三 令第六条の二第一項第二号に規定する給付補てん金 定期積金契約に基づき満期時まで有していた場合に適用される利率により計算される当該給付補てん金のうち、当初払込金の払込みの日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額

四 令第六条の二第一項第三号に規定する給付補てん金 掛金契約に基づき満期時まで有していた場合に適用される利率により計算される当該給付補てん金のうち、当初掛金の払込みの日から保険

が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額
五〇八 (略)

(適格性の認定の申請)

第二十三条 金融機関又は銀行持株会社等（法第二条第五項に規定する銀行持株会社等をいう。第二十九条の五第四号において同じ。）は、法第六十一条第一項（法第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。第三号において同じ。）の規定により、法第五十九条第二項に規定する合併等の認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 その他法第六十一条第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 前項第二号の株主資本等変動計算書は、法第六十六条第二項に規定する信用金庫等にあつては剰余金処分計算書又は損失金処理計算書とする。（第二十五条第二号及び第二十九条の四第三号において同じ。）

(電磁的記録)

第二十三条の二 法第六十六条第一項（法第一百一条第七項、第一百八条第四項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項、

事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額
五〇八 (略)

(適格性の認定の申請)

第二十三条 金融機関又は銀行持株会社等（法第二条第五項に規定する銀行持株会社等をいう。以下同じ。）は、法第六十一条第一項（法第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）の規定により、法第五十九条第二項に規定する合併等の認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一・二 (略)

三 その他法第六十一条第一項（法第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

2 前項第二号の株主資本等変動計算書は、法第三十七条第三項に規定する信用金庫等にあつては剰余金処分計算書又は損失金処理計算書とする。（第二十五条第二号及び第二十九条の四第三号において同じ。）

(電磁的記録)

第二十三条の二 法第六十六条第一項（法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・財務省令で定

附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。)に規定する内閣府令・財務省令で定める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。)

2・3 (略)

(業務の継続の承認申請書の添付書類)

第二十四条 令第十四条第四号及び第二十九条の二十四第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、法第六十七条第二項(法第二百二十六条の三十一及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第三十七条において同じ。)に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官(労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等(法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する労働金庫等子法人等をいう。第二十六条及び第三十七条において同じ。))にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等(同号に規定する商工組合子法人等をいう。第二十六条及び第三十七条において同じ。))にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。)が必要と認める事項を記載した書面とする。

(金融機関の申出)

める電磁的記録は、工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下この条において「日本工業規格」という。X六二二三に適合する九十ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。)

2・3 (略)

(業務の継続の承認申請書の添付書類)

第二十四条 令第十四条第四号に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、法第六十七条第二項(法附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。第三十七条において同じ。)に規定する業務に係る取引の状況について知ることができる書面その他金融庁長官(労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。次条及び第二十七条において同じ。))が必要と認める事項を記載した書面とする。

(金融機関の申出)

第二十五条 金融機関は、法第七十四条第二項及び第五項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官（労働金庫又は労働金庫連合会にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。第二十七条において同じ。）に提出しなければならない。

一～四（略）

（株主の名義書換の禁止の公告）

第二十六条 法第七十六条第一項（法第二百二十六条の十八において準用する場合を含む。）の規定により株主の名義書換を禁止したときは、金融庁長官（処分に係る金融機関等（法第二百二十六条の第二項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）が労働金庫等子法人等である場合にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。）がその旨を官報に掲載して公告するものとする。

（資本金の額の減少の場合に催告を要しない債権者）

第二十八条 令第二十三条第五号及び第二十九条の五第八号に規定する債権者で内閣府令・財務省令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者とする。

第二十五条 金融機関は、法第七十四条第二項及び第五項の規定による申出を行おうとするときは、申出書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一～四（略）

（株主の名義書換の禁止の公告）

第二十六条 法第七十六条第一項の規定により株主の名義書換を禁止したときは、処分に係る金融機関が銀行又は長期信用銀行である場合にあつては金融庁長官が、株式会社商工組合中央金庫である場合にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣がその旨を官報に掲載して公告するものとする。

（資本金の額の減少等の場合に催告を要しない債権者）

第二十八条 令第二十三条第五号及び第三十条に規定する債権者で内閣府令・財務省令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者とする。

(協定承継銀行に生じた損失の金額)

第二十九条 令第二十四条第二号に規定する損益計算上の当期損失として内閣府令・財務省令で定めるものは、第一号に掲げる費用等の額から第二号に掲げる収益等の額及び第三号に掲げる繰越利益剰余金の額を控除した残額とする。

一 (略)

二 経常収益及び特別利益の額(協定承継銀行(法第九十七条第一項第一号に規定する協定承継銀行をいう。)に前事業年度における損失に係る補填として機構により補填された金額があるときは当該補填された金額を控除した残額)

三 (略)

2 (略)

(法第二百二条第三項の決定の対象となる金融機関)

第二十九条の二の二 法第二百二条第三項に規定する同条第一項各号に掲げる金融機関のうち内閣府令・財務省令で定めるものは、同項第二号に規定する第二号措置又は同項第三号に規定する第三号措置に係る認定(同項に規定する認定をいう。第三十六条第三項において同じ。)に係る金融機関とする。

(自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する社債等)

第二十九条の二の三 法第二百二条第三項に規定する銀行法(昭和五十

(協定承継銀行に生じた損失の金額)

第二十九条 令第二十四条第二号に規定する損益計算上の当期損失として内閣府令・財務省令で定めるものは、第一号に掲げる費用等の額から第二号に掲げる収益等の額及び第三号に掲げる繰越利益剰余金の額を控除した残額とする。

一 (略)

二 経常収益及び特別利益の額(協定承継銀行(法第九十七条第一項第一号に規定する協定承継銀行をいう。)に前事業年度における損失に係る補てんとして機構により補てんされた金額があるときは当該補てんされた金額を控除した残額)

三 (略)

2 (略)

(新設)

(新設)

六年法律第五十九号)その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する社債として内閣府令・財務省令で定めるものは、担保が付されていない社債とする。

2 法第百二条第三項に規定する銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する株式として内閣府令・財務省令で定めるものは、担保が付されていない株式とする。

3 法第百二条第三項に規定する銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・財務省令で定めるものは、担保が付されていない金銭の消費貸借とする。

(第一号措置に係る株式交換等の認可)

第二十九条の三 法第百八条の二第一項(法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による株式交換等(法第百八条の二第一項に規定する株式交換等をいう。以下この条において同じ。)の認可を受けようとする発行金融機関等(同項に規定する発行金融機関等をいい、承継金融機関(法第百八条の三第二項第一号に規定する承継金融機関をいう。次条第六号において同じ。)であつて機構が現に保有する取得株式等(法第百八条第三項に規定する取得株式等をいう。以下この条において同

(第一号措置に係る株式交換等の認可)

第二十九条の三 法第百八条の二第一項(法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による株式交換等(法第百八条の二第一項に規定する株式交換等をいう。以下この条において同じ。)の認可を受けようとする発行金融機関等(同項に規定する発行金融機関等をいい、承継金融機関(法第百八条の三第二項第一号に規定する承継金融機関をいう。以下この条及び次条において同じ。)であつて機構が現に保有する取得株式等(法第百八条第二項に規定する取得株式等をいう。以下この条に

じ。)である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等(法第百八条の三第五項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。)を含む。)は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株式交換等に関する株主総会の議事録(会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面。第三十五条の六第二号において同じ。)その他必要な手続があつたことを証する書面

三・四 (略)

五 法第百八条の二第二項第一号(法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。次号及び第七号において同じ。)に掲げる要件に該当することを証する書面

六 (略)

七 法第百八条の二第一項の認可を受けて当該発行金融機関等に係る対象子会社等(法第百八条の三第四項に規定する対象子会社等をいう。次条及び第二十九条の五第四号において同じ。)が法第百八条の二第三項(法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。)により提出することが見込まれる経営健全化計画(法第百八条の二第二項第一号に規定する会社における令第二十五条の四第

において同じ。)である株式の発行者であるもの及び組織再編成後発行銀行持株会社等(法第百八条の三第五項に規定する組織再編成後発行銀行持株会社等をいう。)を含む。)は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 (略)

二 株式交換等に関する株主総会の議事録(会社法(平成十七年法律第八十六号)第三百十九条第一項の規定により株主総会の決議があつたものとみなされる場合には、当該場合に該当することを証する書面)その他必要な手続があつたことを証する書面

三・四 (略)

五 法第百八条の二第二項第一号(法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。次号において同じ。)に掲げる要件に該当することを証する書面

六 (略)

七 法第百八条の二第一項の認可を受けて当該発行金融機関等に係る対象子会社等(法第百八条の三第四項に規定する対象子会社等をいう。以下同じ。)が法第百八条の二第三項(法第百八条の三第八項において準用する場合を含む。)により提出することが見込まれる経営健全化計画(法第百八条の二第三項に規定する経営健全化計画をいう。以下同じ。)に記載される前号に規定する会社における令第二十五条の四第三号に掲げる方策の概要を記載した書面その他の法第百八条の二第二項第三号(法第百八条の三第八項

三号に掲げる方策の概要を記載した書面その他の同項第三号（法第八十条の三第八項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面

八（略）

（第一号措置に係る組織再編成の認可）

第二十九条の四 法第八十条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による組織再編成（法第八十条の三条第一項に規定する組織再編成をいう。以下この条及び次条において同じ。）の認可を受けようとする対象金融機関（同項に規定する対象金融機関をいう。）又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三（略）

四 銀行法、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の規定による認可を必要とする組織再編成であるときは、当該認可の申請を行つていないことを証する書類

五～七（略）

において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面

八（略）

（第一号措置に係る組織再編成の認可）

第二十九条の四 法第八十条の三第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による組織再編成（同条第一項に規定する組織再編成をいう。以下同じ。）の認可を受けようとする対象金融機関（同項に規定する対象金融機関をいう。以下この条において同じ。）又は対象子会社等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一～三（略）

四 銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）、信用金庫法（昭和二十六年法律第二百三十八号）、中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）又は金融機関の合併及び転換に関する法律（昭和四十三年法律第八十六号）の規定による認可を必要とする組織再編成であるときは、当該認可の申請を行つていないことを証する書類

五～七（略）

(負担金又は特定負担金の決定に係る報告事項)

第三十三条 令第二十七条第十二号に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(法第二百二十六条の二第四項の決定の対象となる金融機関等)

第三十五条の二 法第二百二十六条の二第四項に規定する同条第一項各号に掲げる金融機関等のうち内閣府令・財務省令で定めるものは、同項第二号に規定する特定第二号措置に係る特定認定(同項に規定する特定認定をいう。第三十五条の四及び第三十六条第三項において同じ。)に係る金融機関等とする。

(自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する社債等)

第三十五条の三 法第二百二十六条の二第四項に規定する銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する社債として内閣府令・財務省令で定めるものは、担保が付されていない社債とする。

2 法第二百二十六条の二第四項に規定する銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する株式として内閣府令・財務省令で定めるものは、担保が付されていない株式とす

(負担金の決定に係る報告事項)

第三十三条 令第二十七条第三号に規定する内閣府令・財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一・二 (略)

(新設)

(新設)

る。

3 | 法第二百二十六条の二第四項に規定する銀行法その他の法令の規定に基づき定められる自己資本その他の財務の状況が適当であるかどうかの基準に照らし財務内容の健全性の確保に資する金銭の消費貸借として内閣府令・財務省令で定めるものは、担保が付されていない金銭の消費貸借とする。

(金融機関等とみなされる事由)

第三十五条の四 | 法第二百二十六条の二第十三項に規定する内閣府令・財務省令に定める事由は、次に掲げる事由とする。

一 | 特定認定に係る者の銀行法第四十七条第一項、長期信用銀行法第四条第一項、保険業法（平成七年法律第百五号）第三条第一項若しくは第八十五条第一項若しくは金融商品取引法第五十六条の二十四第一項の内閣総理大臣の免許が取り消されたこと又は当該免許が効力を失ったこと。

二 | 特定認定に係る者の銀行法第五十二条の十七第一項若しくは第三項、長期信用銀行法第十六条の二の四第一項若しくは第三項若しくは保険業法第二百七十一条の十八第一項若しくは第三項の内閣総理大臣の認可が取り消されたこと又は当該認可が効力を失ったこと。

三 | 特定認定に係る者の金融商品取引法第二十九条の内閣総理大臣の登録が取り消されたこと又は当該登録が効力を失ったこと。

四 | 特定認定に係る者の金融商品取引法第五十七条の十二第一項の

(新設)

内閣総理大臣の指定若しくは貸金業法施行令（昭和五十八年政令第百八十一号）第一条の二第三号の金融庁長官の指定が解除されたこと又はこれらの指定が効力を失ったこと。

五 特定認定に係る者に対して破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定その他これらに準ずる事由が生じ、当該特定認定に係る者を金融機関等子法人等（法第二百二十六条の二第五項に規定する金融機関等子法人等をいう。第三十五条の十二及び第三十五条の十四において同じ。）とする金融機関等と当該特定認定に係る者との間に有効な支配従属関係が存在しないこととなつたこと。

六 その他前各号に掲げるものに準ずる事由により特定認定に係る者が金融機関等に該当しないこととなつたこと。

（回収等停止要請の対象となる回収等）

第三十五条の五 法第二百二十六条の十四に規定する債権の回収その他内閣府令・財務省令で定める債権者としての権利の行使は、特別監視金融機関等（法第二百二十六条の三第二項に規定する特別監視金融機関等をいう。附則第三条の三の二において同じ。）に対する債権の債権者として当該特別監視金融機関等に対し行う裁判上又は裁判外の行為の全部又は一部とする。

（特定第一号措置に係る株式交換等の認可）

第三十五条の六 法第二百二十六条の二十五第一項（法第二百二十六条の

（新設）

（新設）

二十六第八項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による株式交換等（法第二百二十六条の二十五第一項に規定する株式交換等をいう。以下この条において同じ。）の認可を受けようとする発行金融機関等（同項に規定する発行金融機関等をいい、承継金融機関等（法第二百二十六条の二十六第二項第一号に規定する承継金融機関等をいう。次条第六号において同じ。）であつて機構が現に保有する取得特定株式等（法第二百二十六条の二十四第三項に規定する取得特定株式等をいう。以下この条において同じ。）である株式の発行者であるもの及び組織再編成後金融機関等（法第二百二十六条の二十六第五項に規定する組織再編成後金融機関等をいう。）を含む。）は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 株式交換等に関する株主総会の議事録その他必要な手続があつたことを証する書面

三 株式交換契約の内容を記載した書面又は株式移転計画の内容を記載した書面

四 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類

五 法第二百二十六条の二十五第二項第一号（法第二百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。次号及び第七号において同じ。）に掲げる要件に該当することを証する書面

- 六 株式交換等の前において機構が保有する取得特定株式等である株式に係る議決権が当該発行金融機関等の総株主の議決権に占める割合及び株式交換等の後において機構が保有する取得特定株式等である株式に係る議決権が法第百二十六条の二十五第二項第一号に規定する会社の総株主の議決権に占める割合を記載した書面
- 七 法第百二十六条の二十五第一項の認可を受けて当該発行金融機関等に係る特定対象子法人等（法第百二十六条の二十六第四項に規定する特定対象子法人等をいう。次条及び第三十五条の八第三号において同じ。）が法第百二十六条の二十五第三項（法第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）により提出することが見込まれる経営健全化計画（法第百二十六条の二十二第五項に規定する経営健全化計画をいう。次条第六号及び第三十五条の八第三号において同じ。）に記載される法第百二十六条の二十五第二項第一号に規定する会社における令第二十九条の十一第三号に掲げる方策の概要を記載した書面その他の同項第三号（法第百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面
- 八 その他法第百二十六条の二十五第一項の認可に係る審査をするため参考となるべき書類
- （特定第一号措置に係る組織再編成の認可）
- 第三十五条の七 法第百二十六条の二十六第一項（同条第四項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定による

（新設）

組織再編成（法第二百二十六条の二十六第一項に規定する組織再編成をいう。以下この条及び次条において同じ。）の認可を受けようとする対象金融機関等（同項に規定する対象金融機関等をいう。）又は特定対象子法人等は、認可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 次に掲げる組織再編成の区分に応じそれぞれ次に定める書面

イ 合併 合併契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二條第二号若しくは第三十四條の二十九第一項第二号、長期信用銀行法施行規則第二十一條第二号若しくは第二十五條の十第一項第二号、信用金庫法施行規則第八十六條第一項第二号、中小企業等協同組合法施行規則第七十八條第一項第六号、労働金庫法施行規則第六十九條第一項第二号又は保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第二百五條第一項第三号若しくは第二百十條の十二第一項第二号に掲げる書面その他これらに準ずる書面

ロ 会社分割又は会社分割による事業の承継 新設分割計画の内容を記載した書面又は吸収分割契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十二條の二第二号若しくは第三十四條の三十第一項第二号、長期信用銀行法施行規則第二十一條の二第二号若しくは第二十五條の十の二第一項第二号又は保険業法施行規則第二百五條の六第一項第三号若しくは第二百十條の十二の三第一項第二号に掲げる書面その他これらに準ずる書面

- ハ 事業の全部又は一部の譲渡又は譲受け 当該譲渡又は譲受けの契約の内容を記載した書面及び銀行法施行規則第二十三条第二号若しくは第三十四条の三十一第一項第二号、長期信用銀行法施行規則第二十二條第二号若しくは第二十五條の十一第一項第二号、信用金庫法施行規則第七十九條第一項第二号若しくは第八十條第一項第二号、中小企業等協同組合法施行規則第四百十一條第一項第二号若しくは第四百二十二條第二号、労働金庫法施行規則第六十二條第一項第二号若しくは第六十三條第一項第二号又は保険業法施行規則第九十四條第一項第三号若しくは第二百十條の十三第一項第二号に掲げる書面その他これらに準ずる書面
- 三 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、最近の日計表その他の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることのできる書類
- 四 銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、労働金庫法、金融機関の合併及び転換に関する法律、保険業法又は金融商品取引法の規定による認可を必要とする組織再編成であるときは、当該認可の申請を行っていることを証する書類
- 五 法第二百二十六條の二十六第二項第一号（同条第四項において準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証する書面
- 六 組織再編成に係る承継金融機関等又は承継子法人等（法第二百二十六條の二十六第四項に規定する承継子法人等をいう。）がある場合における当該承継金融機関等又は承継子法人等が同条第三項

の規定（同条第四項において準用する場合を含む。）により提出
することが見込まれる経営健全化計画の概要を記載した書面その
他の同条第二項第二号及び第四号（これらの規定を同条第四項に
おいて準用する場合を含む。）に掲げる要件に該当することを証
する書面

七| その他法第二百二十六条の二十六第一項の規定による認可に係る
審査をするため参考となるべき書類

第三十五条の八| 法第二百二十六条の二十六第五項の規定による組織再

編成の認可を受けようとする同項に規定する特定金融機関等は、認
可申請書に次に掲げる書類を添付して、金融庁長官に提出しなけれ
ばならない。

一| 前条第一号から第四号までに掲げる書類

二| 法第二百二十六条の二十六第六項第一号に掲げる要件に該当する
ことを証する書面

三| 法第二百二十六条の二十六第六項第一号に規定する他の金融機関
等がある場合における当該特定金融機関等に係る特定対象子法人
等が同条第七項の規定により提出することが見込まれる経営健全
化計画の概要を記載した書面その他の同条第六項第二号及び第三
号に掲げる要件に該当することを証する書面

四| その他法第二百二十六条の二十六第五項の認可に係る審査をする
ため参考となるべき書類

（新設）

(特定適格性認定の申請)

第三十五条の九 金融機関等は、法第二百二十六条の二十九第一項（法第二百二十六条の三十八第五項及び附則第十五条の四の二第五項において準用する場合を含む。第三号において同じ。）の規定により、法第二百二十六条の二十八第二項に規定する特定合併等の認定を受けようとするときは、認定申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

- 一 理由書
- 二 最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書、最近の日計表その他これらに準ずる書類
- 三 その他法第二百二十六条の二十九第一項に規定する認定をするため参考となるべき事項を記載した書類

(協定特定承継金融機関等に生じた損失の金額)

第三十五条の十 令第二十九条の三十四第二号に規定する損益計算上の当期損失として内閣府令・財務省令で定めるものは、第一号に掲げる費用等の額から第二号に掲げる収益等の額及び第三号に掲げる繰越利益剰余金の額を控除した残額とする。

- 一 経常費用、営業費用、営業外費用、特別損失の額その他これらに準ずるもの
- 二 経常収益、営業収益、営業外収益、特別利益の額（協定特定承継金融機関等（法第二百二十六条の三十七において読み替えて準用する法第九十七条第一項第一号に規定する協定特定承継金融機関

(新設)

(新設)

等をいう。)に前事業年度における損失に係る補填として機構により補填された金額があるときは当該補填された金額を控除した残額)その他これらに準ずるもの

三 繰越利益剰余金の額(当期純利益が繰り入れられているときはその繰り入れられた額を控除した残額とし、当期純損失が繰り入れられているときはその繰り入れられた額を加算した額とする。

その他これに準ずるもの

2

前項に規定する「経常費用」、「営業費用」、「営業外費用」、「特別損失」、「経常収益」、「営業収益」、「営業外収益」、「特別利益」、「繰越利益剰余金」、「当期純利益」又は「当期純損失」とは、それぞれ銀行法施行規則第十八条第二項に規定する別紙様式第三号若しくは第三号の二、保険業法施行規則第五十九条第二項に規定する別紙様式第七号若しくは第七号の二、金融商品取引業等に関する内閣府令(平成十九年内閣府令第五十二号)第七百七十二條第一項に規定する別紙様式第十二号又は会社計算規則の規定に基づき作成した損益計算書又は貸借対照表に記載された経常費用、営業費用、営業外費用、特別損失、経常収益、営業収益、営業外収益、特別利益、繰越利益剰余金、当期純利益又は当期純損失とする。

(特定負担金納付の際の提出書類)

第三十五条の十一 法第二百二十六条の三十九第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類は、別紙様式第三による特定負担金計算書とする。

(新設)

(特定負担金を納付する金融機関等)

第三十五条の十二 法第二百二十六条の三十九第二項に規定する内閣府令・財務省令で定める者は、金融機関等子法人等でない者とする。

(特定負担金の額の計算上除かれる負債)

第三十五条の十三 法第二百二十六条の三十九第三項及び第四項に規定する内閣府令・財務省令で定める負債は、次に掲げるもの(同条第四項の場合にあつては、これらに相当するものが第三十五条の十五に規定する連結貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されているものに限る。)とする。

一 信用金庫法施行規則第七十四条第二項第一号、労働金庫法施行規則第五十七条第二項第一号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第三十七条第二項第一号、保険業法施行規則第二十条の四第二項第一号及び会社計算規則第六条第二項第一号の規定に基づき計上された引当金(債務性のない負債性引当金に限る。)

二 金融商品取引責任準備金(金融商品取引法第四十六条の五第一項及び第四十八条の三第一項の金融商品取引責任準備金をいう。)

三 繰延税金負債(銀行法施行規則第十八条第二項に規定する別紙様式第三号、第三号の二、第四号若しくは第四号の二、長期信用銀行法施行規則第十七条第二項に規定する別紙様式第二号若しくは

(新設)

(新設)

- は第二号の二、信用金庫法施行規則第三百十一条第一項に規定する別紙様式第十三号、第十四号若しくは第十五号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十八条第一項に規定する別紙様式第九号若しくは第十号、労働金庫法施行規則第一百三十一条に規定する別紙様式第九号若しくは第十号、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十一条第二項に規定する別紙様式第二号、保険業法施行規則第五十九条第二項に規定する別紙様式第七号若しくは第七号の二若しくは同令第四百四十三条第二項に規定する別紙様式第十二号若しくは第十二号の二、金融商品取引業等に関する内閣府令第一百七十二条第一項に規定する別紙様式第十二号、証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）第三条の四第一項に規定する別紙様式一若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した貸借対照表又はこれらに準ずるもの（次号において「各貸借対照表」という。）に記載された繰延税金負債をいう。）
- 四 再評価に係る繰延税金負債（各貸借対照表に記載された再評価に係る繰延税金負債をいう。）
- 五 基準決済用預金（第十九条に規定する別紙様式第一の基準決済用預金をいう。）
- 六 基準一般預金等（第十九条に規定する別紙様式第一の基準一般預金等をいう。以下この号において同じ。）のうち法第二条第十一項に規定する保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等（同条第二項に規定する預金等をいう。次号において

同じ。)が基準一般預金等に占める割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額に相当する部分

七 協同組織中央金融機関(法第二条第一項第六号から第八号までに掲げる者をいう。)が協同組織金融機関(同項第三号から第五号までに掲げる者をいい、当該協同組織中央金融機関の会員であるものに限る。)から受け入れた預金等

八 保険業法第二百六十二条第二項第一号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社(法第二百二十六条の二第二項第二号に規定する保険会社をいう。次号において同じ。)又は外国保険会社等(同項第二号に規定する外国保険会社等をいう。次号において同じ。)に係る保険契約準備金(次に掲げるものをいい、金融庁長官が定めるものを除く。以下この号において同じ。)のうち保険業法第二百七十条の三第二項第一号に掲げる額に相当する部分が保険契約準備金に占める割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額に相当する部分

イ 責任準備金(保険業法施行規則第五十九条第二項に規定する別紙様式第七号若しくは第七号の二又は同令第四百四十三条第二項に規定する別紙様式第十二号若しくは第十二号の二の貸借対照表(ロ及びハにおいて「各貸借対照表」という。)に記載された責任準備金をいう。次号イにおいて同じ。)

ロ 支払備金(各貸借対照表に記載された支払備金をいう。次号ロにおいて同じ。)

ハ 社員配当準備金(各貸借対照表に記載された社員配当準備金

をいう。)又は契約者配当準備金(各貸借対照表に記載された契約者配当準備金をいう。)

- 九| 保険業法第二百六十二条第二項第二号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社又は外国保険会社等に係る保険契約準備金(次に掲げるものをいい、金融庁長官が定めるものを除く。以下この号において同じ。)のうち同法第二百七十条の三第二項第一号に掲げる額に相当する部分が保険契約準備金に占める割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額に相当する部分
- イ| 責任準備金
- ロ| 支払準備金

十| 法第二百二条第三項又は第二百二十六条の二第四項に規定する社債及び金銭の消費貸借に係る負債

十一| 短資業者(令第二十九条の二に規定する短資業者をいう。第三十六条第四項において同じ。)の負債のうち金融庁長官が定める負債

十二| その他前各号に掲げるものに準ずるものとして金融庁長官が定める負債

(納付金融機関がその経営を支配している法人)

第三十五条の十四 法第二百二十六条の三十九第四項に規定する納付金融機関(同項に規定する納付金融機関をいう。第三十五条の十六第一項において同じ。)がその経営を支配している法人として内閣府令・財務省令で定めるものは、当該納付金融機関の金融機関等子法

(新設)

人等（当該納付金融機関の子会社を除く。）とする。

（納付金融機関及び納付金融機関等の負債）

第三十五条の十五 法第二百二十六条の三十九第四項に規定する内閣府令・財務省令で定める書類上の負債は、銀行法施行規則第十八条第四項に規定する別紙様式第五号の二若しくは同令第三十四条の二十四第二項に規定する別紙様式第十二号、長期信用銀行法施行規則第十七条第四項に規定する別紙様式第三号の二若しくは同令第二十五条の七第二項に規定する別紙様式第九号、信用金庫法施行規則第一百三十一条第二項に規定する別紙様式第十三号の二若しくは第十四号の二、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第六十八条第二項に規定する別紙様式第九号の二若しくは第十号の二、労働金庫法施行規則百十三条第二項に規定する別紙様式第九号の二若しくは第十号の二、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十一条第四項に規定する別紙様式第四号、保険業法施行規則第五十九条第五項に規定する別紙様式第七号の三若しくは同令第二百十条の十第二項に規定する別紙様式第十五号、金融商品取引業等に関する内閣府令第二百八条の十二第一項に規定する別紙様式第十七号の四若しくは同令第二百八条の二十三第一項に規定する別紙様式第十七号の五若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した連結貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されている負債とする。

（新設）

(連結負債合計額に占める割合)

第三十五条の十六 法第二百二十六条の三十九第四項に規定する内閣府令・財務省令で定める割合は、納付金融機関の連結負債合計額(同項に規定する連結負債合計額をいう。以下この項において同じ。)に係る当該納付金融機関及び納付金融機関等(同条第四項に規定する納付金融機関等をいう。)に該当する各金融機関等の個別帰属負債額(同条第一項に規定する特定負担金を納付すべき日を含む連結事業年度の直前の連結事業年度の連結負債合計額のうち当該納付金融機関等に帰せられるものをいう。以下この項において同じ。)の合計額のうちを占める当該納付金融機関又は納付金融機関等に該当する各金融機関等の個別帰属負債額の割合とする。

2 前項の割合の計算に関し必要な事項については、別に金融庁長官が定める。

(事業譲渡等の場合に催告を要しない債権者)

第三十五条の十七 令第三十条に規定する債権者で内閣府令・財務省令で定めるものは、保護預り契約に係る債権者、保険契約に係る債権者及び令第二十九条の五第五号から第七号までに掲げる者とする。

(金融システムと関連性を有する取引)

第三十五条の十八 法第三百三十七条の三第一項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、取引所の相場その他の市場の相場がある

(新設)

(新設)

(新設)

商品に係る取引又はこれに準ずる取引で金融機関等を当事者の一方とする契約に係る取引とする。

(特定解除等)

第三十五条の十九 法第三百三十七条の三第二項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、契約に係る取引を行つている当事者の一方に関連措置等(同条第一項に規定する関連措置等をいう。)が講じられた場合に、当該当事者の双方の意思にかかわらず、当該関連措置等が講じられた時において、当該契約に係る取引について生ずる次に掲げるものとする。

一 当該関連措置等が講じられた時における当該取引のそれぞれに係る評価額を合算して得られる純合計額が、当該当事者間における一の債権又は一の債務となること。

二 当該当事者間における債務がその対当額につき消滅すること。

(經由官庁等)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 法第二百二条第一項第一号に規定する第一号措置に係る認定に係る金融機関又は法第二百二十六条の二第一項第一号に規定する特定第一号措置に係る特定認定に係る金融機関等は、法第四百四条第一項又は第二百二十六条の二十一第一項の規定による計画を内閣総理大臣に提出するときは、金融庁長官を經由して提出しなければならない。

(新設)

(經由官庁等)

第三十六条 (略)

2 (略)

3 法第二百二条第一項第一号に規定する第一号措置に係る認定に係る金融機関は、法第四百四条第一項の規定による計画を内閣総理大臣に提出するときは、金融庁長官を經由して提出しなければならない。

4 金融機関等（法第二百二十六条の二第二項第一号に規定する外国銀行支店、同項第二号に掲げる者、同項第三号に規定する指定親会社

、同項第四号に規定する証券金融会社、短資業者、金融商品取引法第五十七条の二第二項に規定する特別金融商品取引業者及び金融庁長官が指定するものを除く。）は、第二十三条若しくは第三十五条の九に規定する認定申請書、第二十九条の三から第二十九条の五まで若しくは第三十五条の六から第三十五条の八までに規定する認可申請書並びに法第五十九条第六項（法第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。

）、第六十条第二項（第二百二十六条の三十一において準用する場合を含む。）、第六十五条及び第六十六条第一項（これらの規定を法第一百一条第七項、第一百八条第四項、第二百二十六条の三十一、第二百二十六条の三十八第七項、附則第十五条の四第七項及び附則第十五条の四の二第七項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十六条の二十八第七項（法第二百二十六条の三十八第五項及び附則第十五条の四の二第五項において準用する場合を含む。）に規定する報告を金融庁長官に提出するとき、法第一百八条の二第三項（法第一百八条の三第八項において準用する場合を含む。）、第一百八条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは同条第七項の規定により法第一百五十三条に規定する経営健全化計画を金融庁長官に提出するとき又は法第二百二十六条の二十五第三項（法第一百二十六条の二十六第八項において準用する場合を含む。）、第一百二十六条の二十六第三項（同条第四項において準用する場合を含む。

4 金融機関及び銀行持株会社等（金融庁長官が指定するものを除く

。）は、第二十三条に規定する認定申請書、第二十九条の三から第二十九条の五までに規定する認可申請書並びに法第五十九条第六項（法第一百一条第五項、第一百八条第二項及び附則第十五条の四第五項において準用する場合を含む。）、第六十条第二項、第六十五条及び第六十六条第一項（これらの規定を法第一百一条第七項、第一百八条第四項及び附則第十五条の四第七項において準用する場合を含む。）に規定する報告を金融庁長官に提出するとき又は法第一百八条の二第三項（法第一百八条の三第八項において準用する場合を含む。

）、第一百八条の三第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）若しくは同条第七項の規定により経営健全化計画を金融庁長官に提出するときは（前項の規定により金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出する場合を除く。）、金融機関又は銀行持株会社等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所を管轄区域を除く。）内にある場合にあっては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあっては当該財務事務所長又は出張所長とする。次条において同じ。）を経由して提出しなければならない。

（若しくは同条第七項の規定により法第二百二十六条の二十二第五項に規定する経営健全化計画を金融庁長官に提出するとき（前項の規定により金融庁長官を経由して内閣総理大臣に提出する場合を除く。）は、金融機関等の本店又は主たる事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域（財務事務所の管轄区域を除く。）内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所長又は出張所長とする。次条において同じ。）を経由して提出しなければならない。

（予備審査）

第三十七条 金融機関等は、法第六十一条第一項若しくは第二百二十六条の二十九第一項の認定、法第六十七条第二項の承認又は法第八十条の二第一項、第八十条の三第一項若しくは第五項、第二百二十六条の二十五第一項、第二百二十六条の二十六第一項若しくは第五項の認可を受けようとするときは、当該認定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官又は財務局長（当該金融機関等が労働金庫、労働金庫連合会又は労働金庫等子法人等である場合にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫又は商工組合子法人等である場合にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。以下この条において「金融庁長官等」という。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

（予備審査）

第三十七条 金融機関及び銀行持株会社等は、法第六十一条第一項の認定、法第六十七条第二項の承認又は法第八十条の二第一項、法第八十条の三第一項若しくは第五項の認可を受けようとするときは、当該認定、承認又は認可の申請をする際に金融庁長官又は財務局長（当該金融機関が労働金庫又は労働金庫連合会である場合にあつては金融庁長官及び厚生労働大臣とし、株式会社商工組合中央金庫にあつては金融庁長官、財務大臣及び経済産業大臣とする。以下この条において「金融庁長官等」という。）に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

附 則

(保険料納付の際の提出書類の特例)

第一条の二 平成十五年四月一日に開始する営業年度(法第六十六条第二項に規定する信用金庫等にあつては、事業年度。以下この条において同じ。)及び平成十六年四月一日に開始する営業年度に係る保険料を納付する際の提出書類は、第十九条の規定にかかわらず、別紙様式第一の二による保険料計算書とする。

(危機対応勘定で経理する業務等)

第三条の三の二 法附則第十五条の二第三項の規定により読み替えて適用する法第四十条の二第二号、第二百二十二条第一項及び第二百二十六条の三十九第一項に規定する内閣府令・財務省令で定めるものは、特別監視金融機関等について設けた承継勘定(法附則第十五条の二第四項第四号に規定する承継勘定をいう。)に係るものとする。

附 則

(保険料納付の際の提出書類の特例)

第一条の二 平成十五年四月一日に開始する営業年度(法第三十七条第三項に規定する信用金庫等にあつては、事業年度。以下この条において同じ。)及び平成十六年四月一日に開始する営業年度に係る保険料を納付する際の提出書類は、第十九条の規定にかかわらず、別紙様式第一の二による保険料計算書とする。

(新設)

○預金保険法施行規則（昭和四十六年大蔵省令第二十八号） 別紙様式第2

改正案	現行
<p>別紙様式第2（第31条関係）</p> <p style="text-align: center;">負 担 金 計 算 書 年度 _____（金融機関名）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(備考)</p> <p>1 Iの負債額は、銀行法施行規則第19条第1項、長期信用銀行法施行規則第18条第1項、信用金庫法施行規則第131条第1項、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第68条第1項、<u>労働金庫法施行規則第113条第1項又は経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第82条第1項</u>に規定する貸借対照表における負債の部の合計額とするものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>別紙様式第2（第31条関係）</p> <p style="text-align: center;">負 担 金 計 算 書 年度 _____（金融機関名）</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>(備考)</p> <p>1 Iの負債額は、銀行法施行規則第19条第1項、長期信用銀行法施行規則第18条第1項、信用金庫法施行規則第131条第1項、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第68条第1項又は<u>労働金庫法施行規則第113条第1項</u>に規定する貸借対照表における負債の部の合計額とするものとする。</p> <p>2～5 (略)</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>

特定負担金計算書

年度

(金融機関等名)

科 目	金 額
	千円
I 負債額	
	千円
II 除かれる負債	
1 信用金庫法施行規則第74条第2項第1号、労働金庫法施行規則第57条第2項第1号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第37条第2項第1号、保険業法施行規則第24条の4第2項第1号及び会社計算規則第6条第2項第1号の規定に基づき計上された引当金（債務性のない負債性引当金に限る。） (内訳)	
2 金融商品取引責任準備金	
3 繰延税金負債	
4 再評価に係る繰延税金負債	
5 基準決済用預金	
6 基準一般預金等のうち法第2条第11項に規定する保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する預金等が基準一般預金等に占める割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額に相当する部分	
7 協同組織中央金融機関が協同組織金融機関から受け入れた預金等	
8 保険業法第262条第2項第1号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社又は外国保険会社等に係る保険契約準備金のうち同法第270条の3第2項第1号に掲げる額に相当する部分が保険契約準備金に占める割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額に相当する部分	
9 保険業法第262条第2項第2号に掲げる免許の種類に属する免許を受けた保険会社又は外国保険会社等に係る保険契約準備金のうち同法第270条の3第2項第1号に掲げる額に相当する部分が保険契約準備金に占める割合として金融庁長官が定める割合を乗じて得た額に相当する部分	
10 法第102条第3項又は第126条の2第4項に規定する社債及び金銭の消費貸借に係る負債	
11 短資業者の負債のうち金融庁長官が定める負債	
12 その他前各号に掲げるものに準ずるものとして金融庁長官が定める負債	
III 基準負債額（I－II）	千円
IV 特定負担金（III×負担率）	円

(備考)

1 Iの負債額は、銀行法施行規則第18条第2項に規定する別紙様式第3号、第3号の2、第4号若しくは第4号の2、長期信用銀行法施行規則第17条第2項に規定する別紙様式第2号若しくは第2号の2、信用金庫法施行規則第131条第1項に規定する別紙様式第13号、第14号若しくは第15号、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第68条第1項に規定する別紙様式第9号若しくは第10号、労働金庫法施行規則第113条第1項に規定する別紙様式第9号若しくは第10号、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第81条第2項に規定する別紙様式第2号、保険業法施行規則第59条第2項に規定する別紙様式第7号若しくは第7号の2若しくは同令第143条第2項に規定する別紙様式第12号若しくは第12号の2、金融商品取引業等に関する内閣府令第172条第1項に規定する別紙様式第12号、証券金融会社に関する内閣府令第3条の4第1項に規定する別紙様式1若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されている負債の部の合計額とするものとする。

ただし、法第126条の39第4項の規定を適用する場合におけるIの負債額は、銀行法施行規則第18条第4項に規定する別紙様式第5号の2若しくは同令第34条の24第2項に規定する別紙様式第12号、長期信用銀行法施行規則第17条第4項に規定する別紙様式第3号の2若しくは同令第25条の7第2項に規定する別紙様式第9号、信用金庫法施行規則第131条第2項に規定する別紙様式第13号の2若しくは第14号の2、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第68条第2項に規定する別紙様式第9号の2若しくは第10号の2、労働金庫法施行規則第113条第2項に規定する別紙様式第9号の2若しくは第10号の2、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第81条第4項に規定する別紙様式第4号、保険業法施行規則第59条第5項に規定する別紙様式第7号の3若しくは同令第210条の10第2項に規定する別紙様式第15号、金融商品取引業等に関する内閣府令第208条の12第1項に規定する別紙様式第17号の4若しくは同令第208条の23第1項に規定する別紙様式第17号の5若しくは会社計算規則の規定に基づき作成した連結貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されている負債の部の合計額とするものとする。

2 IIの1から12は、第35条の13第1号から第12号までに掲げるものにそれぞれ該当するものとする。

ただし、法第126条の39第4項の規定を適用する場合には、第35条の13第1号から第12号までに掲げるものにそれぞれ該当するものうち、これらに相当するものが上記1の連結貸借対照表又はこれらに準ずるものに計上されているものとする。

3 IIの1については、その内訳を記載する。

4 I及びIIの金額に単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。なお、その場合であってもIからIIを差し引いた計数がIIIに合致するよう調整して記載することとする。

5 特定負担金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てのうえ記載する。

担当部課名 _____

(電話番号) _____

担当者名 _____

(FAX番号) _____